

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成29年11月8日午後1時00分～午後5時30分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) サイバー犯罪捜査官採用選考の実施について

サイバー空間における捜査体制の強化のため、サイバー犯罪捜査官の採用選考を実施する。募集期間を12月1日（金）から同月25日（月）までとし、第1次選考を平成30年1月13日（土）、第2次選考を2月中旬にそれぞれ実施し、合格した者を巡査部長として若干名採用する旨の報告があった。

【委員発言】

○ サイバー空間の脅威が深刻さを増す中、各種対策を推進していく必要がある。優秀な人材確保のほか、関係機関との連携強化にも努めていただき、更なる捜査体制の強化をお願いしたい。

(2) 平成29年度第2四半期における監査実施結果について

平成29年度第2四半期（7月～9月）において、総合監察、随時監察及び抜き打ちの随時監察をそれぞれ実施した結果、書ききり型撮影媒体等の点検実施状況に不備が認められたほか、腰縄等の戒具や護送用補助用具の不適切使用等が認められたことから指導した旨の報告があった。

(3) 歳末警戒の実施について

年末における各種事件・事故の予防及び検挙を目的として、12月1日から同月31日までの間、「特殊詐欺撲滅に向けた諸対策の強化」、「大阪重点犯罪（特殊詐欺を除く。）、金融機関等における強盗及び署情に応じた犯罪の諸対策の強化」及び「交通死亡事故抑止対策の強化」を重点とした歳末警戒を実施する旨の報告があった。

(4) 第一方面機動警ら隊員による検挙好事例について

第一方面機動警ら隊員が、10月31日、南警察署管内において銃砲刀剣類所持等取締法（刃物携帯）違反等で神戸山口組四代目山健組傘下組織組長ほか3名を検挙した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 暴力団情勢が予断を許さない中、積極的な職務質問と組織的な対応により、府民の目に見える形で成果を上げていただいた。今後も取締りを強化し、府民生活の安全確保に努めていただきたい。

(5) 中国人らによる道路運送法違反（白タク）事件の検挙について

国際捜査課が、関西空港警察署と合同で、標記の事件につき、10月31日に被疑者を通常逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 今回の検挙事例を活かして、広報啓発や指導取締りなど、実効が上がる対策をお願いしたい。

(6) イレブンスリー暴走に伴う警察諸対策の実施結果について

イレブンスリー暴走に伴う警察諸対策を実施した結果、ギャラリーが最大約40名い集したものの、特異事案の発生はなく平穩に終了した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 組織を挙げて取り組んでいただき、成果を上げていただいたことを評価したい。

(7) 在大阪・神戸アメリカ合衆国総領事館警戒員による銃砲刀剣類所持等取締法違反（刃物の携帯）事件被疑者の検挙について

機動隊員が、天満警察署員と協力の上、標記の事件につき、11月5日に被疑者1人を検挙（現行犯逮捕）した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、73件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

(3) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分1件（客引行為等禁止違反）について、審議の結果、事業の停止（停止期間3月）を決定した。

(4) 新名神高速道路の一部供用開始に伴う兵庫県警察及び京都府警察との職権行使協定の締結について

新名神高速道路の一部供用開始に伴い、兵庫県警察及び京都府警察と交通取締り等に関する職権行使の協定を締結したい旨の報告があり、審議の結果、可として決裁した。

(5) 犯罪被害者等給付金の裁定について

ア 傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者と加害者の間に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条前段に規定する関係があったと認められることから、算定した額の3分の2を支給することとした。

イ 殺人未遂事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請 1 件について、審議の結果、犯罪被害者の行為に規則第 6 条第 2 号に規定する行為が認められ、また、犯罪被害者と加害者の間に規則第 7 条前段に規定する関係があったと認められることから、算定した額の 3 分の 2 を支給することとした。

(6) 不服申立てに対する裁決等について

ア 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案 2 件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 交通規制の変更処分に対する審査請求事案

交通規制の変更処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は行政不服審査法に規定する処分に該当せず不適法であることから却下とした。

(7) 留置施設視察委員会委員の改選について

来年度予定されている留置施設視察委員会委員の改選日程について説明があり、人選に当たっての公安委員会からの指示事項を決定した。

(8) 警察職員の援助要求について

警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく警察職員等の援助要求 2 件について、可として決裁した。

(9) 個人情報開示請求の決定について

大阪府個人情報保護条例に基づき、当公安委員会に対してなされた個人情報開示請求 1 件について報告があり、審議の結果、処理方針を決定した。

(10) 苦情及び意見要望の受理等について

ア 苦情 1 件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

イ 意見要望 33 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 関西国際空港における白タク行為等に対する指導取締りの実施について

関西国際空港における白タク行為等に対する指導取締りの実施結果等について報告があった。

(2) 運転免許取消処分取消請求事件の終結について

大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許取消処分取消請求事件の判決について報告があった。

以 上